

## 一般社団法人シナリオ作家協会 入会及び退会規約

### (目的)

第1条 この規約は、定款第3章、第4章の規定に基づき、一般社団法人シナリオ作家協会（以下「この法人」という。）の入会及び退会並びに会費について定める。

### (会員の種別)

第2条 この法人は、定款第5条に規定するとおり、この法人の目的に賛同し、本規約に定める会費負担に同意し入会したシナリオ作家又はシナリオ団体及びその関連企業を正会員とし、この正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)上の社員とする。

### (入会)

第3条 この法人の会員となろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (会員の義務)

第4条 正会員は、第5条に規定する会費を定められた期限までに納付する義務を負う。

### (会費)

第5条 定款第7条に規定する会費は次のとおりとし、当該事業年度の開始日(4月1日)から当該事業年度の前期末日(9月30日)までに、1年分を一括納付するものとする。

年会費 100,000円

### (会員資格の喪失)

第6条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人の審判が確定したとき、又は破産手続開始決定を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 定款第41条に定める事業年度の末日(3月31日)までに当該事業年度分の会費全額が納付されなかったとき
- (6) その他法令で定める事由が生じたとき

### (退会)

第7条 会員は、予め会長に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて退会脱退することができる。

### (除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規約に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(補則)

第10条 この規約の施行に関し、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規約の改廃は、理事会の決議を経て総会の承認を受けるものとする。

附則

この規約は、平成27年6月12日から施行する。

2 第5条(会費)については、平成27年度分に限り、下記のとおり取り扱うものとする。

平成27年4月分～同年6月分：

従前の金額(月額1,500円) × 3 = 4,500円

平成27年7月分～翌年3月分：

改定後の金額(年額100,000円) × (9/12) = 75,000円

3 第5条の規定にかかわらず、平成27年9月30日までに退会届を提出した会員は、平成27年7月1日から平成28年3月31日までの会費(75,000円)を納入する義務を負わず、当該事業年度の終わりにおいて退会するものとする。